

犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言

1999年(平成11年)10月22日

日本弁護士連合会

目 次

第 1 . 提言の趣旨	p 2
第 2 . 提言の理由	
日本弁護士連合会の活動の概要	p 2
犯罪被害者の被害実態	p 3
犯罪被害者基本法制定の必要性	p 1 2
弁護士会が取り組むべき犯罪被害者支援活動	p 1 4
別紙 1 犯罪被害者基本法要綱案	p 1 9
2 基本法要綱案の内容と解説	p 2 1
3 - 1 「被害者加害者間の和解あっせん」プログラム案	p 3 2
3 - 2 被害者加害者間の和解事例(報告)	p 3 6

第1．提言の趣旨

- 1．日本弁護士連合会は、犯罪被害者基本法要綱案（別紙1）に基づき、犯罪被害者基本法案を策定し、立法化に向けた取り組みを推進する。
- 2．日本弁護士連合会は、犯罪被害者の被害回復と支援を目的として、下記の取り組みを行う。

犯罪被害者支援制度に関する総合的な調査、研究
単位弁護士会の犯罪被害者支援相談窓口の開設と運営の支援
民間支援組織等との協力関係の構築
法務省・検察庁、裁判所、警察庁との連絡・協議
国会、各政党への要請

第2．提言の理由

．日本弁護士連合会の活動の概要

- 1．日本弁護士連合会は、平成9年4月18日に犯罪被害回復制度等検討協議会を発足させた。協議会の目的は、犯罪被害に対し、これを実効的に回復する諸方策について、日弁連として、問題点を集約し、対応策を策定することにある。

協議会の構成は、人権擁護委員会、刑事弁護センター、刑事法制委員会、司法制度調査会、消費者問題対策委員会、民事介入暴力対策委員会、両性の平等に関する委員会、子どもの権利委員会の関連8委員会の委員と会長委嘱委員によって組織されている。

協議会発足の経過は、法務省が犯罪被害者の被害回復制度について、平成9年4月に検討を始めることを発表したことを機に、日弁連においても犯罪被害者の総合的対策に調査研究を開始する必要性が生じたことにある（平成9年度第1回理事会、会長見解）。

- 2．協議会は、設置要綱に基づく諮問に対し、被害者実状調査部会、被害者支援制度部会、法制度調査部会の3部会を編成し、平成9年7月28日を初回として、毎月の検討会議を重ね、平成10年12月には犯罪被害者基本法案の起草チームを設置して要綱の検討に入った。この間、被害者からのヒアリング、警察庁被害者対策室及び法務省刑事局との意見交換、被害者援助センター等民間支援機関との意見交換、諸外国における被害者保護の法制度についての調査、研究者との意見交換及び助力を得た上で、日弁連としての犯罪被害者問題への対応策を検討し、意見を取りまとめ、これを平成11年10月22日に日弁連理事会で審議、議決したものである。

犯罪被害者の被害実態

1 はじめに

協議会では、被害者実状調査部会が犯罪被害者の被害実態調査を行った。

調査作業は、調査項目を設定して、これに合わせたアンケート的調査の方法を取らずに、被害者に直接面接して被害の訴えをありのままに聴取するという方法をとった。その方が被害の実態をリアルに把握でき、そこに含まれている問題点も予断を抱かずに検討できると考えたからである。

従って、量的な面での調査はできていない。

また、被害者本人からの事情聴取をありのままに報告しており、その内容の事実関係について、裏付けとなる調査を別途行ってもいない。われわれの調査のテーマが、被害にあった事件の事実関係がどうであったかというところに重点があるのではなく、犯罪被害者が何を訴えているのか、その中からわれわれは何を学びどのような対策を立てなければならないのかを見つけ出すところに重点があったからである。

このように、限られた調査ではあったが、その中で明らかとなった犯罪被害者の被害実態は実に深刻な状況にあり、この状態をこれ以上放置する事は一刻も許されないものである。

2 協力犯罪被害者の方々

われわれの調査に協力して下さった犯罪被害者の方々はこの通りである。

- (1) クラブ活動中に教員からの体罰を受け傷害を負った高校生Aさんとその母親
- (2) 同じく 高校生Bさんとその母親
- (3) 集団暴行事件で、高校生の息子を植物人間に近い重度の傷害を負わされてしまった父親
- (4) 幼児期に、自分が預けられた家の男性から長期間に亘り性的虐待、暴行を受けた女性
- (5) 近所の男性から、セクハラ、ストーカーの被害を受けた主婦
- (6) 強姦の被害を受けた女性
- (7) 元交際していた男性から強姦未遂の被害を受けた女性
- (8) 地下鉄サリン事件で地下鉄職員の夫を失った遺族の女性
- (9) 同じく 地下鉄職員の夫を失った遺族の女性
- (10) 同じく 通勤途上の娘を失った母親

以上10名の方々である。これらの方々には事件後今日までの間に、捜査機関や弁護士、その他親族、知人それにマスコミ関係者等に、何度も同じことを繰り返し尋ねられ、そのこと自体で精神的に大変な負担を受けていたにもかかわらず、今回勇気を持ってわれわれの調査に応じて下さったもので、改めてお礼を申し上げる次第である。

更に、消費者被害については、日弁連消費者問題対策委員の宇都宮健児弁護士から大量消費者被害事件の実態について説明を受けた。

3 事情聴取の結果

聴取した詳細は、別添各報告書のとおりである。

4 各ケースから明らかにされた問題点

(1) 高校生体罰傷害事件

教育現場という特別な状況の中で、しかも加害者が教師、被害者が生徒という関係にあることが、加害行為の犯罪性の認識を欠如させてしまっている。

そのことが、被害者及び被害者を護ろうとした親の苦しみを一層深刻なものとした。

まず、加害者たる教師に、「暴力を振るうことはバレー部を強くするための愛の鞭であってあたりまえ」という認識が強く、犯罪性の認識が全く欠如していることである。

それを助長していたのが、バレー部員生徒の親達で、親達は自分の目の前で自分の子供が暴力を受けても、それをかえって「レギュラーになるために特別な鍛錬をしてもらっている」とか「部活が強くなるためには当然だ」という意識であった。

また、学校長以下、学校の幹部達も、犯罪性の認識が欠如しており、加害者をかばって、不正確な事故報告書を作成提出する有様であった。

更に、問題を深刻にしたのは、刑事告訴をした後の、検察官の対応である。

このケースでは、被害者の高校生が検察官の取り調べについて、克明に記録を残していた。極めて貴重な記録である。別添報告にその詳細を掲載した。

これを見ると、検察官の対応は、まるで教師を告訴した被害者の方が悪者扱いである。

検察官にすら、教育現場での暴力に対する犯罪性の認識が欠如していたとしか考えられない。

このように、加害者と被害者との関係、事件の発生した現場の社会的状況等から、犯罪性の認識が欠如しており、被害者の訴えが正当に受け止められないことで、被害が更に深刻となっていることが認められる。

このことは、後記の性被害のケースにも表れている。

同じように、教育現場での教師と生徒という特別な状況の中では、事件及び被害の発覚が遅れるということがある。

このケースでは、当初Aさんへの暴力事件があったにもかかわらず、これが発覚しなかった。約一ヶ月後にAさんとBさんとが頭と頭を多数回にわたり激突させられ両名共に傷害を負わされるという事件が発生し、しかもBさんが入院するという事態になって初めてことが大事になりAさんの前の事件も初めて発覚するに至ったのである。Bさんの入院ということがなければ、Aさんの前の事件はもちろん、後の2人の事件ですら、発覚しなかったかも知れない。

検察官の被害者に対する取り調べは、高校生のメモに記録されているように、まるで犯罪者に対する取り調べの如くである。

即ち、この検察官には予め、「教師の体罰は愛の鞭、それを刑事告訴にまで持ち込むのは行き過ぎである、あるいは親が大げさに騒ぎすぎる。」といった予断と偏見があったと思われる。

その結果、捜査は学校側或いは、加害者たる教員側の言い分をもとにして、被害者を追求するという方式がとられてしまった。

被害者に対する配慮も、また、事実関係を正確に確かめるといった姿勢も見られない。

被害者が、高校生という少年であるにもかかわらず、これに対する配慮をせず、親の立ち会いを全く認めなかった。それは、被害者を、あくまでも取り調べの対象としか扱っていないからではないかと思われる。「被害者の取り調べに親の立ち会いは不必要、有害である」と考えたからではないのか。

しかし、この事件での救いは、被害者たる高校生が、その後元気に学校に復帰し、しかも、バレーボールを嫌いにならず、続けてくれていることである。

このように、元氣になれた要因は、

第一に、被害者の2人と、その親たちが協力しあえたこと、

第二に、クラス担任の教員の愛情ある親切な対応（ほとんど毎日のように被害者宅を訪問して、学校の様子や、勉強のことを指導してくれたとのことである）

第三に、相談を受けた弁護士の懇切丁寧で熱心な取り組み、

（被害者からの相談を受けた弁護士がどのような対応をするか、ということとは、事件としての適切な解決という観点からばかりでなく、被害者への精神的影響という点でも極めて重要である。）

であった。

(2) 集団暴行致傷事件

この事件の被害者である高校生は、事件後しばらくの間は全く植物人間状態であった。特に、事件直後は生命すら危ぶまれていた。そのため、両親は病院での付き添いで精一杯の状態であり、加害者に対する刑事手続や、損害賠償請求の民事手続のことなどを考える余裕すらなかった。民事と刑事が別であるということも知らなかった。

そのため、加害者に対する損害賠償の請求は警察でやってくれるものと思っていたとのことである。

加害者のうち、起訴された3名の親が数百万円の賠償金を持ってきたときにも、法律的な対処の仕方がわからないまま受け取ってしまった。加害者はそのみでその後の支払は一切していない。

従って、事件後できるだけ早い段階で、被害者に対して適切な法的アドバイスを必要がある。

加害者のうち3名は起訴されたが、最初の公判期日について両親に連絡がなく、被害者の友人から聞いて警察に問い合わせ初めて知った。

また両親はその公判を傍聴したが、供述調書の内容はほとんど判らないため、公判内容の重要な部分は理解できないままであった、とのことである。

判決確定後、法律相談によって確定記録の閲覧謄写ができることを知り、弁護士を通じてその謄写記録を読み、初めて両親は事件の全貌を知った。

犯罪被害者に対しては、捜査段階から公判段階の全過程において、その手続的説明、証拠から明らかにされる事件内容の情報説明などをなすべきではないかと考える。

加害者情報を得ることの困難性について

この事件では、7～8名の者が暴行に参加していた。両親はその全ての者に対して刑事民事の責任を追及したいと強く望んでいる。

しかし、判決を受けた者については、その服役施設が不明であり、その他の者については、確定記録と被害者の友人達からの情報により氏名までは何とか判明したが、住所は不明であった。

このうち服役施設については、法務省矯正局に対する弁護士照会により回答を得たが、その他の者については、犯罪被害者支援センターを通じて警察に問い合わせたが、被疑者としての立件がなされていないため、プライバシー保護の壁があって、情報を提供できないとのことであった。

加害者情報を犯罪被害者に対して開示する範囲方法等について、明確な定めが必要である。

経済的負担の増大と犯罪被害者等給付金支給法による支給の限界

事件から既に2年半を経過したが、その間の入院費等療養看護に要した費用は1000万円を超えている。これに対して加害者から受け取った金額は600万円にすぎない。

被害者本人は、ようやく意識は回復したものの寝たきりの状態であり、今後どれだけ費用がかかるのか想像もつかない。

損害金額は莫大なものとなるが、加害者からの賠償は今のところ期待できない。

現在犯給法の支給を請求中であるが、加害者から受けとった金額が差し引かれるため、支給金額はごくわずかなものとなる。

まして、損害賠償訴訟の費用を負担することはほとんど不可能である。

この事件では、犯給法の支給金額はごくわずかしか役立たない。従って、犯給法の支給金額を大幅に増額させる必要がある。

また、治療費あるいは入院費等については、本件のように社会福祉的観点からの地方自治体による支給も検討すべきである。

リハビリテーション施設、家庭介護体制の充実について

これは、犯罪被害者に限ったことではないかも知れないが、症状が固定した重傷患者が長期間に亘ってリハビリ訓練をしながら入院する施設を、もっと多く建設すべきである。

また、両親の負担を軽減するための家庭介護の体制も充実しなければならない。この事件の両親はそのことを痛感している。

(3) 小学生時代からの長期間にわたる性的虐待事件

児童に対する近親者の性的虐待もまた犯罪性の認識が欠如しており、しかもその発覚がなかなか困難である。

この事件では、加害男性の妻の姿勢がよけいに被害の発覚を困難にし、その後の被害の長期化を招く一因となっている。

児童に対する虐待については、いかにそれを早く発見するかが重要である。

そして、犯罪行為に該当する違法行為であることを社会的に啓蒙する必要がある。

この事件の被害者は、成人し家出をして、生活が落ち着いてから、心的外傷後ス

トレス障害（PTSD）が発症し、苦しみだしている。

被害者は、適切な精神的治療は受けているが、それだけでは心的外傷は癒されない。どうしても、加害男性に対する責任追及をしたいと望んでいる。

その際、相談相手となってくれる弁護士としては、女性を望んでいる。

このような場合には、弁護士と精神的ケアを行う専門家とが協同して支援に取り組むことが必要とされる。

(4) セクハラ・ストーカー事件

被害者の身体に直接的危害を加えないこの種の加害行為については、それを処罰する法規そのものが存在しないか、または非常に軽い刑の犯罪にしかならない。

そのため、警察に被害を訴えても、真剣に事件として取り上げられない。

まず、犯罪行為としての法規範の整備が必要である。

犯罪に至らない場合であっても、被害の訴えがあった場合に、次の被害を防止するための効果的な方策について、現行法の範囲内で事足りりとするのか、それとも新たに何らかの対策立法をすべきなのか検討しなければならない。

いずれにしても、被害の拡大を防止するための迅速な対応は絶対に必要である。

身近な家族の理解と毅然たる態度が非常に重要であるが、被害者から相談を受けた弁護士が家族に対してそのことを気づかせる役割を担うこともある。

この事件では、非常に気骨のある弁護士が懇切丁寧に相談にのり、訴訟対策を立てたことが、夫の理解をより深めたと思う。

しかし、被害者は女性の弁護士の支援を求めており、この種の事件では、女性の気持ちをよりの確に理解し得る女性弁護士の役割が大きい。

(5) 住居侵入、強姦事件

まず、この事件の被害者は、事件直後直ちに警察へ連絡を取っており、駆けつけたパトカーの警察官を始め、都合四回にわたり男性の警察官に被害内容を説明している。

強姦事件の場合このように気丈な被害者は少ないのではないと思われる。

被害を他人に知られまいとするか、警察、検察或いは裁判での精神的負担を考えて躊躇するか、もっと深刻な場合には、心的外傷が深く社会的対応そのものがうまくできなくなってしまう、などにより被害の届け出がなされないことも相当の件数に上るのではないかとされている。

この事件の被害者は、主として警察の対応について訴えている。

ア、被害者宅に急行する警官は、パトカーのサイレンを鳴らさない、アパートの他の住人に気づかれないようにするなど被害者の立場に配慮しなければならない。

イ、女性の捜査官が対応すること。

ウ、何度も同じことを聞かないように、捜査官は替わらないようにすること。

エ、被害者の服装、容姿等についても、被害者が女性としての体面を失わないように配慮すること。写真撮影も同様である。

オ、被害を立証するための女性の身体検査等に要する経済的負担は、公的負担とすること。

この事件で、被害者が重度の精神的被害に陥るのを防止できたのは、友人が遠方

であるにも拘わらず直ちに駆けつけ、親身になって被害者の相談に乗ったことが、カウンセリングの役割を果たしたことにある。

(6) 元交際していた男性からの強姦未遂事件

この事件では、加害者が元交際していた男性であったこと、被害者がその男性の車に乗っていて被害にあったことから、警察官が犯罪性を認めなかったことに、大きな問題がある。最初に報告した高校生の体罰事件でも指摘したが、被害者と加害者に特定の関係があり、被害を受けた状況がその関係の下であった場合には、犯罪性の認識が欠如しがちである。

これは、強姦事件の被害実態に対する警察官の理解不足にも原因はあろうが、より根本的には、強姦罪の構成要件そのものが、「反抗を抑圧する程度の暴行または脅迫」ということになっていること等、被害者側に極めて過度な立証負担を要する定めとなっているところに原因があるものと考えられる。

性犯罪については、軽いものから重大なものまで、刑罰法規及び刑事手続法規の整備が必要である。

加害者に対する損害賠償訴訟においては、刑事事件での証拠が非常に大きなウエイトを占める。この事件では、最初に依頼した弁護士からも、また次に依頼した弁護士からもそのことを被害者は指摘されている。

しかし、刑事事件では被害者は、孤軍奮闘の状態であった。加うるに、前述のように警察官の被害女性の訴えに対する認識不足が影響していた。そして、刑事裁判では被害者がこれに主体的に関与する事は一切できない。

にもかかわらず、裁判記録という公的なものであるため、民事裁判の証拠としてはもっとも証拠価値の高いものとして扱われてしまう。

その結果、被害者自身が依頼した弁護士ですら、被害者をたしなめるという事態に陥ってしまうのである。

従って、このような事件では、被害者に事件後早い段階から弁護士がつく必要がある。少なくとも、被害者がいつでも相談できる体制を整え、それを広く市民の間に広報しておく必要がある。

弁護士の態度も改善されなければならない。

事件の見通しが正しければどんな言い方をしても良い、ということではない。

被害者が納得できる方法で、丁寧に事件の見通しと、裁判の対策、方針を説明しななければならない。これは、犯罪被害者問題に限ったことではないが、特に、精神的被害を負っている可能性の高い犯罪被害者の場合には、その心理的状况にも配慮して、より一層懇切丁寧な対応を要求されている。

場合によっては、心理カウンセラーとの協力体制をも必要とされる。

(7) 地下鉄サリン事件（死亡者遺族3名）

オウム真理教による被害は非常に広範囲で多岐にわたっており、その全体的考察については、それ独自の調査検討が必要とされる。

ここでの3名の方々の訴えは、その中の一部にすぎないが、それでもわれわれが汲み取らなければならない多くの教訓を含んでいる。

事件直後について

ア、家族が被害者の下へ急行する場合に、パトカーによる緊急交通手段などを講じないと、この事件のように交通手段が止まってしまうと、家族は急行できなくなるおそれがあること。

イ、司法解剖後の遺体等、被害者の遺体を遺族に引き渡す場合には、配慮の必要があること。

ウ、事件直後は家族は、被害者のことで頭が一杯になり、他のことを考えるゆとりがなくなってしまう。そこで、事件直後に家族に付き添ってくれる人が必要となるが、信頼できる人でなければならない。現在の日本では、ボランティアの人が来てはなかなか信用されないであろうこと。

それが信頼されるようになるまでには、相当のボランティア養成と、そのことの一般的な広報が必要である。

エ、事件直後、家族に対して正確な事件の情報が提供されなければならないこと。その責任はまず警察にある。家族が動転している場合には家族にかわって説明を聞く者の付き添いが必要である。

オ、マスコミの取材攻勢、報道内容に対する適切な対応をし得る援助者が必要であること。援助者としては弁護士が適任である。

マスコミ自身の被害者に配慮した自粛はもちろんである。

カ、被害を受けた事件の加害者に対する捜査状況、事件の全体像、今後の進展の見通し、刑事手続きの説明など情報が提供されなければならないこと。

この点でも、早い段階から弁護士への相談ができることを望んでいる。

キ、被害者の勤務先はもちろん、家族の勤務先も特別休暇を認めるとか健康保険等各種の相談にのるとかの支援をすることで、被害者、家族は相当に助かること。

加害者に対する刑事裁判について

ア、慎重な裁判ということは理解できないわけではないが、被害者に対する謝罪と反省がない被告人の場合に、それでも長期間の裁判が必要なのか、あまりにも長すぎる、という批判を持っている。

イ、刑事裁判で証言に立たされたとき、遺族としての微妙な気持ちを配慮していない不躰な尋問を受け非常に傷ついてしまった。

この事件の遺族の一人は、「極刑を望む」と口に出して言うことはとても辛かったが、亡き夫のために気持ちを奮い起こしてようやくのことにそれを述べた。それが、何を意味するかは分かり切ったことなのに、弁護人からあえて「極刑とは何ですか」という尋問を繰り返された。弁護人は悪意で言っているとは思われないが、初めて証言する身にとっては非常に辛かった。

また、別の遺族は、被害者弁護団の一員から、刑事裁判で「一生罪の償いをして欲しいので、無期懲役にして欲しい。」と証言したことについて、「遺族というものはその感情じゃない。」と言われ、自分の信頼していた弁護団ですら被害者の気持ちを正確に理解していないのかと、ショックを受けた。

いずれも、弁護士としては、特別の意図があつてしたことではないのかも知れないが、被害者感情というものについて、配慮が欠けていたのではなからうか。

ウ、刑事裁判が長期化すると、被害者が証言するときには、被害者感情を証言して

も、事件直後のものとは変わってしまっているのに、事件直後に作成された被害者の供述調書は全く証拠として使用されないのであれば、はなはだ不合理である、との指摘もある。

エ、刑罰として、死刑と無期刑の中間的なものとして、仮出獄のない終身刑があつて欲しい。なぜなら、仮出獄によって、加害者が家族と生活を共にするようになることは許せないから。という訴えもある。

加害者に国選弁護制度があるように、被害者にも国選弁護制度を設けて欲しい。

サリン事件では、被害者弁護団が刑事裁判の情報提供から民事裁判まで、また被害者組織のリードについても、非常に熱心にやってくれていることがありがたい、とのことであつた。

心のケアの上で、被害者の会が果たす役割は非常に大きい。

しかし、被害の程度により、感情や悩みも違うところがあるので、それぞれの段階、要求にあつた被害者組織ができるともっと良くなると思う、とのことである。

経済的被害の回復について

破産手続における国の債権についての特別な措置がとられたが、それでも被害の一部が回復されただけである。

加害者の財産に対する、被害者の請求権の保全方法、先取特権等の優先的請求権、簡易迅速な賠償判決等、早期に被害回復ができる方法を講ずると共に、公的な被害補償制度である犯給法の拡充、増額の改正が急務である。

マスコミの取材、報道について

オウム真理教事件の報道については全体を通じて取材のあり方、報道内容、報道の仕方など非常に多くの問題を残した。

松本サリン事件被害者の河野さんの事件はその典型である。

従つて、オウム真理教事件の報道については、それ独自にまとめて検討がなされなければならない課題であろう。

この3名の方々の訴えはほんの一部である。

ア、事件直後および刑事裁判での証言の前後等、早朝から深夜に至るまで自宅に押し掛けてくる、電話がなりっぱなし、どんなに断つても強引に話をさせられるといった取材攻勢を受け、一時はノイローゼになった。

イ、取材の内容も、被害者遺族は悲しみに暮れているもの、加害者を憎んでいるので死刑を望んでいるもの、といった記者側のストーリーにあわせて無理に、そちらの方向へ話を持って行かれる。

ウ、報道の内容も、自分の話した内容とはニュアンスの違うものにされていた。

エ、しかし、記者によっては、非常に丁寧に話を聞いてくれて、しかも、いち早く捜査の進展状況等を教えてくれたので、助かったこともあつた。

オ、マスコミにどのように対処していいのか本当に困つたので、できるだけ早い時期に適切にアドバイスしてくれるような専門家がどうしても欲しい。

被害者弁護団は、この面でも大変力になった。

- (8) 以上の他に、大量消費者被害事件について、弁護団の宇都宮弁護士から説明をいただいたが、これについては、当部会のまとめ作業ができなかつたこと、被害者自身が

らの直接の声でなかったことから、今回の報告では割愛した。

4 まとめ

性被害、児童虐待、民事暴力による被害、消費者被害、報道による被害などそれぞれの委員会においてもっと詳しい調査検討がなされている。

また、神戸の少年事件被害者を初め、社会的にも犯罪被害者の問題が大きく取り上げられ、そこでの問題点が指摘されている。

本来ならば、こうして既に詳しい文書となっている様々な事件の被害者の状況をも調査検討し、総合的な考察を加えなければならない。

上記の実態報告は、ごく限られた一部のものである。

しかし、その中で訴えられた内容は、多くの事件被害者に共通するものをもっている。

それは、刑事民事の法制度の中での被害者の権利の確立を始め、精神的ケア、経済的被害回復、事件直後からの危機介入支援等、総合的な犯罪被害者対策が急務であることを示しているものである。

この中で、弁護士に期待されているものがかなり大きいものであることも注目すべきである。弁護士会の中で犯罪被害者問題を独自に総合的に対処する体制を確立することが必要である。

犯罪被害者基本法制定の必要性

1．犯罪被害者の支援制度は、日本国憲法の要請するところである。根拠条文は、憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の尊重）、憲法25条（生存権、国の生存権保障義務）等である。

しかし、犯罪被害者の権利は、憲法に直接規定する明文がないのであり、上のような憲法上の根拠を有するといっても、その抽象性は否めない。犯罪被害者の権利実現を目指すためには、憲法上の要請を具体的に「権利」としての枠組みを規定した基本法の存在が不可欠である。

2．次に、国際的にも、犯罪被害者支援のための法制度の制定 - 特に基本法の制定 - が要請されていると見るべきである。

既に1985年の国連犯罪防止会議は、「犯罪及びパワー濫用の被害者に関する司法の基本的原則宣言（通称：国連被害者人権宣言）」を採択し、犯罪被害者の権利保障について、詳細かつ包括的な基本原則を明らかにし、各国政府において、必要な施策を検討すべきことを明らかにした。また、これと並行して欧米を中心とする諸外国では、刑事手続における被害者の地位の確立、被害者補償制度、支援制度の確立に向けた立法が進められている。また、アメリカなどでは、刑事手続における被害者の権利を明示する連邦憲法の改正勧告が大統領特別委員会から出されているし、州憲法の中には被害者の権利章典を含めたり、一般的条項を加えているものもある。

このように、犯罪被害者に対する権利保障を行っていくことは、既に大きな国際的潮流となっているのである。

国連被害者人権宣言を準則として諸外国が確立した犯罪被害者の権利の主要なものとしては、個人として尊重されること、物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利、被害回復を求める権利、加害者の刑事手続等に関与し、知る権利などが挙げられる。

今日欧米を中心とする諸外国では、このような被害者の権利を確立し、被害者の法的地位を充実する法制度を整備すると共に、多様な支援プログラムを提供できる民間の被害者支援機関（NOVA：全米被害者援助機構 National Organization for Victim Assistance = アメリカ、VS：被害者対策援護協会 Victim Support = イギリス、白い環：WEISSER RING = ドイツ 等）が組織され、国と社会をあげて総合的な被害者対策を推進している。

欧米に比べ犯罪被害者対策の立ち遅れが著しいわが国において犯罪被害者の法的地位を確立するには、先ず、犯罪被害者の権利保障の基本理念を明らかにして、犯罪被害者に対し、国と地方公共団体が行うべき基本的施策を定める基本法の制定が不可欠である。個別の法律の改正では不十分というべきである。

3．次に、わが国における犯罪被害者支援の実状から来る要請である。

わが国では昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定されたのみで、犯罪被害者の権利章典もなく、被害者の法的地位を確立する基本法もない。わが国は、諸外国に比し、被害者対策の立ち遅れは著しい。

わが国において犯罪被害者の支援が本格的に論じられるに至ったのは、平成4年

からの3年余りにわたる被害者学会の研究者によるわが国で初めての犯罪被害者実態調査（以下、「1992年日本被害者調査」と言う。）が実施され、これを契機に、東京医科歯科大学犯罪被害者相談室、水戸被害者援助センターなどの民間を中心として被害者支援活動が開始されて以降である。

警察庁では、平成8年に被害者対策要綱を制定し、各都道府県警察に被害者対策室を設置した。検察庁は、平成3年の福岡地検を皮切りに、被害者に捜査、公判情報を開示する通知制度を導入し、平成11年4月からは統一基準により全国の地検で実施している。法務省も、平成9年4月に刑事手続に関連した実効的な被害回復を図る諸制度の検討を開始し、平成11年3月には、意見陳述権を含めた被害者の権利を認める刑事訴訟法の改正を検討することを明らかにしている。

しかし、犯罪被害者支援は、統一的基本方針に基づいて、経済的側面、精神的側面、刑事司法的側面等各側面から総合的・統合的に行わなければ、その実効を期しがたく、そのためには、犯罪被害者基本法を制定し、社会における犯罪被害者の地位を明確にすると共に、その施策の基本を定めることが必要である。そこで、日弁連として本基本法要綱を定め、その立法化を推進することとしたものである。

4．以上述べたような見地から、学者、マスコミ関係者、政党、民間団体等多くの方面から、基本法制定を求める声が極めて強く、併せて、日弁連が立法推進の中心の一つになって欲しいとの期待が大きかったことを附言する。

弁護士会が取り組むべき犯罪被害者支援活動

1. 弁護士会の対応

弁護士会による被害者支援の取り組みは、昭和35年の第3回人権擁護大会で「被害者の人権擁護」の決議を採択、昭和51年に現行の犯罪被害者等給付金支給法に対する日弁連独自の対案として「刑事被害補償法案」を策定し、当時としては先駆的役割を果たした。しかしその後、日弁連、単位会ともに被害者対策についての取り組みが十分なされなかったところ、前述のわが国の支援活動の影響を受け、平成9年4月に至り、日弁連に協議会が設置された。

協議会発足を契機に、各地の単位会・ブロックでも犯罪被害者支援の調査研究・実践を目的とする部会やプロジェクトチームが組織されて被害者問題についての取り組みが開始され、シンポジウム、犯罪被害者110番、相談活動等が実施もしくは予定されるなど、弁護士会としての支援活動が急速に拡大している。その詳細は、別添資料記載のとおりである。

特に、平成11年4月1日、大阪弁護士会には犯罪被害者支援運営協議会（別称犯罪被害者支援センター）が、静岡県弁護士会では犯罪被害者支援対策委員会がそれぞれ発足して法律相談活動が開始され、その他の単位会でも近々この種のセンターないし委員会を組織すべく準備が進められている。

2. 弁護士会の責務

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目的とする弁護士会として、犯罪被害者の人権擁護と支援活動を行うことは当然且つ本来的な責務である。

われわれは犯罪被害者基本法要綱案を策定して、同要綱案に記載された基本理念に基づき、国・地方公共団体が犯罪被害者の速やかな権利回復及び社会復帰のための施策を実施することを提言した。またわれわれは、同要綱案に記載された国・地方公共団体の行うべき施策の具体的内容についてさらに検討し、提言する予定である。

しかし、国・地方公共団体の施策がいかに実施されようとも、民間支援組織による支援の方がきめ細やかにできる面があり、諸外国においても国・地方公共団体とともに民間支援組織が活発に活動しており、国・地方公共団体が民間支援組織に財政援助をしている例もある。

そして弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、市民に身近で利用しやすく納得のできる司法を実現する立場にあること、日弁連も「司法改革ビジョン」において、市民の権利を保障・実現するために必要な諸制度の整備の一つとして犯罪被害者等支援システムの実現をすでに提言していることから、とりわけ法律的側面の犯罪被害者支援について、日弁連・各単位弁護士会は民間支援組織の中でも重要な地位を占めなければならない。

以下、弁護士会が取り組むべき犯罪被害者支援活動について具体的に言及する。

3. 法律相談の実施

法律相談の対象とその特質

「知る権利」は、犯罪被害者の権利の中でもっとも基本的な権利の一つであり、知る権利を実質的に保障するためにわれわれがまず最初になすべき支援策は、犯罪被害者のための法律相談の実施である。

犯罪被害者のための法律相談の対象は、ア) 刑事手続の流れや運用についての情報提供、イ) 犯罪被害者への給付金支給制度、労災制度、損害賠償制度についての情報提供、ウ) マスコミ取材・報道への対応の仕方についての助言、エ) 加害者側との対応の仕方についての助言、オ) 事件情報の入手の仕方についての助言、被害者支援組織・医療機関についての情報提供、カ) 告訴・被害届についての助言、キ) その他犯罪被害回復及び犯罪予防のための法律相談等が考えられる。

これらの事項の中には、従来からわれわれが法律相談の対象としてきた事項も含まれているが、助言すべき知識を十分持ち合わせない事項もある。また、たとえば損害賠償請求に関する法律相談であっても、犯罪被害者の心の傷に十分配慮して行わなければならないという特質がある。

法律相談センターの活用

犯罪被害者のための法律相談を常設し、永続的に行い、拡充していくためには、法律相談センターの一部門として法律相談を受け、広報その他の面で法律相談センターの協力を得ることが必要である。

ただし、財産的な損害だけでなく心の傷の回復にまで踏み込み、そのための研修や民間支援組織との連携の必要があること等の特殊性から、最初から法律相談センターに組み込むか、法律相談センターとは別の相談体制で立ち上げ、軌道に乗った時点で組み込むかは、単位弁護士会の自主的判断に任せる。

また、独自の相談窓口の開設が困難な単位会については、当面ブロックで統一的な窓口を開設する方法も検討されてよい。

法律相談の方法 - 面談か電話相談か

弁護士へのアクセス障害をなくすために電話による法律相談を行うことを検討している単位弁護士会もあり、電話による110番活動を試行的に行った単位弁護士会もある。

面接相談を小単位会でも実施できるかどうかの疑問もあるので、単位弁護士会により電話相談を実施することは妨げないし、留守番録音テープの活用などにより犯罪被害者との恒常的な回線を維持する工夫も考えられる。しかし、電話による短時間の事情聴取で的確な助言ができるかどうか疑問があり、原則は面談による法律相談の形態を提言する。

法律相談の方法 - 有料か無料か

電話による法律相談は無料とされることが多いであろうし、面談による法律相談も一回目は無料とすることを検討している単位弁護士会もある。これも弁護士に対するアクセス障害をなくすために有益であろうし、被疑者公選弁護人制度の確立を目指す当番弁護士制度と比較しても当然のことだとする単位弁護士会もある。

しかし、身体を拘束された被疑者を対象とする当番弁護士制度とは事情を異にし、犯罪被害者一般が有料法律相談を受けることが困難だとは言えない、小単位会で無

料法律相談を増やすのは困難である、本当に無料にすることが必要な事情がある場合にその要件・範囲を明確に示すことが大切であり、それで足りるとの意見もある。この場合、相談者の申告により資力に乏しいかどうかを判断する、あるいは罪名により有料、無料を区別するなどの簡易な方法も考えられる。

法律相談の方法 - 相談者による相談担当弁護士の選択

これまでの法律相談では、相談者が相談担当弁護士を選択することは認められていなかったと思われる。

しかし、性犯罪の女性被害者等には、その希望により、女性の相談担当者を選択することを認めることとする。

研修

犯罪被害者の心の傷に対する理解がなければ、犯罪被害者への十分な支援ができないばかりか、かえって二次被害を生み出すことになる。そこで、民間支援組織や精神科医、臨床心理士及び犯罪被害者支援活動の経験豊かな弁護士等の協力を得て、相談担当弁護士、受任弁護士の研修を実施する。

なお、研修は相談担当弁護士や受任弁護士のみならず、一般会員も対象にして、この問題に関する理解を深めてもらうことも検討する。そして刑事弁護人としての活動にもこの問題に関する理解を反映させることが期待される。

4. 受任、弁護士紹介

受任する事件または法律事務の範囲

受任する事件または法律事務には、従来どおりのア) 損害賠償請求(訴訟、調停、示談交渉)、イ) 告訴等のほか、つぎのような犯罪被害者特有の法的要求がありうる。

すなわち、ウ) 事件情報の入手、エ) マスコミ取材・報道への対応、オ) 加害者との対応、カ) 犯罪被害者等給付金その他公的援助の請求、キ) 法廷同行、ク) 警察・検察、裁判所との対応、交渉、ケ) その他危機介入等である。

弁護士報酬の明確化

ア)、イ)などは現行弁護士報酬等基準規程によっても一応明確であるが、ウ)以下の多くは従来弁護士が業務の対象にしていなかった法律事務であり、現行弁護士報酬基準規程で弁護士報酬を明確に示すことが困難である。

そこで、現行弁護士報酬基準規程を改正するか、法律相談センター独自の報酬基準を作成し、明確に広報して弁護士へのアクセス障害を取り除くこととする。

「被害者支援弁護士」

重大事件の危機介入等について、被害者の要請により、または当番弁護士の委員会派遣制度のような制度により「被害者支援弁護士」を派遣することも検討する。

5. 民間支援組織、被害者支援連絡協議会等との協力

相談担当弁護士、受任弁護士の研修を如何につくしたとしても、犯罪被害者の心の傷の回復に弁護士が取り組むのは困難な場合が多い。そこで心の傷に関する要素が大きい相談は民間支援組織や医療機関の協力を得、その支援に任せる方が適切な場合も多いと思われる。

そのために、民間支援組織等との信頼・協力関係を築き、弁護士会への相談者を当該支援組織等に紹介し、法律相談・法的支援が必要な場合には当該支援団体等から紹介を受けるようにする。

また、すでに被害者対策を開始している警察庁、各都道府県警察とも連絡を密にする。

警察が中心となって設置された各地の被害者支援連絡協議会に参加するかどうかは単位会の判断に任せるが、参加しない場合でも連絡を取り合うことは必要である。

勾留質問の際に当番弁護士制度を告知する裁判所の協力により当番弁護士制度の利用がはかられているのと同じように、弁護士会だけの広報に頼るのではなく、これらの団体との協力関係の維持により弁護士会の行う活動を広報してもらうことも考える。

なお、民間支援組織等との協力関係については静岡県弁護士会その他各地の実践例を参考にすべきである。

6．仲裁センターの活用等

被害者の直接的な感情表出と加害者の真摯な謝罪による被害者の心の癒しと加害者の社会復帰をも目的とした被害者と加害者の和解プログラムも適切な事案に試みることは有用である。

仲裁センターが設置されているところでは、その協力を得て、従来の損害賠償の枠をこえて、損害賠償のかさあげ、損害賠償以外の慰謝方法の採用、また公的補償等も利用して、犯罪被害者と加害者の和解を追求することを検討する。

仲裁センターが設置されていない単位会では、被害者支援センターかプロジェクトチームの活動の一環として取り組むことも可能である。

いずれにしても、実施に際しては、あっせん人の研修、カウンセラーの協力を求めることなどを検討する。

和解プログラムについては、以上の外、別紙3 - 1「被害者加害者間の和解あっせん」プログラム案及び別紙3 - 2被害者加害者間の和解事例（報告）を参照されたい。

7．法律扶助協会への要請

資力に乏しい犯罪被害者の支援のためには、法律扶助協会に、審査基準を改定し、審査方法を簡略化し十分に援助を行うことができるよう、協力してもらう必要がある。

また、贖罪寄付を犯罪被害者支援のためにも使用できるように検討してもらう必要がある。

8．日弁連は、各地の単位会で取り込まれるさまざまな支援活動を積極的に援助するとともに、単位会の活動の連絡調整を行う。

また、今回われわれは犯罪被害者基本法要綱案を提案したが、国及び地方公共団体の行うべき施策の具体的内容についてはなお継続的に調査、研究する。

法務省が検討を始めた犯罪被害者の意見陳述権等の検討も必要である。

その他法運用や法廷慣行の改善策についても検討する必要がある。

更に、警察と検察庁が別々に実施している通知制度の拡充の提言（たとえば公判期

日だけでなく、その予定内容の通知、出所情報の提供等)については、日弁連による調整も必要である。

以上の諸活動を日弁連は積極的に推進する。

別紙 1 犯罪被害者基本法要綱案

1. 目的

この法律は、犯罪被害者支援の基本理念ならびに犯罪被害者のために国及び地方公共団体が行うべき施策の基本を定め、もって犯罪被害者の被害回復及び社会復帰を速やかに実現することを目的とする。

2. 国及び地方公共団体の基本的責務

国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するために、法制度を整備し、財政上の措置を講ずるなどの総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

3. 犯罪被害者

- (1) 犯罪被害者とは、刑罰法令に違反する行為によって、生命、身体、財産、精神、又は人格等に対する危害を被った者及びその遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者の認定にあたっては、加害者の特定の有無、加害者に関する刑事手続の進行状況、加害者が処罰されるか否か、又は加害者との間に夫婦・親子関係等の特別な関係があるか否かは問わないものとする。

4. 準犯罪被害者

準犯罪被害者とは、犯罪被害者の家族及び被扶養者、ならびに被害防止及び被害者救助のための行動をしたことにより被害を被った者をいう。

5. 基本理念

- (1) 犯罪被害者には、敬意と共感を持って接し、被害の内容及び加害者との関係などに基づく予断と偏見を持ってはならない。
- (2) 犯罪被害者のプライバシーは、尊重されなければならない。
- (3) 犯罪被害者は、人種、言語、国籍、信条、宗教、性別、年齢または社会的身分等により差別されてはならない。

6. 国及び地方公共団体の施策

- (1) 国は、犯罪被害者のため、次の各号に掲げる事項に関し必要な施策を講じなければならない。

支援

ア 犯罪被害者が、被害者支援組織ならびに医療、カウンセリング及び法律等の専門家の支援を受けるための制度を確立すること。

イ 犯罪被害者が、被害を被った直後に必要とする費用、及び前号の支援を受けるための費用を援助する制度を確立すること。

ウ 犯罪被害者が、被害の反復継続を避け、被害の精神的苦痛を緩和し、又は、加害者からの報復を避けるために利用することができる生活施設を設置、運営し、及び同様の目的を持つ民間機関を援助すること。

被害回復

- ア 犯罪被害者が、速やかかつ容易に損害賠償請求等を行うことを可能とすること。
- イ 犯罪被害者が、十分な被害補償を受けるための制度を整備すること。

刑事手続への関与等

- ア 犯罪被害者が、関係機関から、当該事件に関する刑事手続等の進行状況に関する通知、説明を受けられるようにすること。
- イ 犯罪被害者が、その被害を回復するために、可能な限り早期に刑事手続等の記録を閲覧・謄写できるようにすること。
- ウ 犯罪被害者が捜査機関に対して意見を表明する機会を設けること。

公判段階においては、犯罪被害者が、検察官に対して自ら証人として尋問を受けるべく証人尋問申請をするよう申し出る権利を設けること。

- エ 犯罪被害者が、安全かつ平穩に、捜査機関の事情聴取に応じ、公判において証言できるような制度、施設を整備すること。

プライバシーの保護

犯罪被害者のプライバシーが不必要に侵害されないようにすること。

教育と啓蒙

- ア 犯罪被害の状況及び犯罪被害者の実情を調査すること。
- イ 警察、司法等の関係機関及び被害者支援活動に携わる、職員、ボランティア及び専門家等のための、教育制度及び研修機関を整備すること。
- ウ 犯罪被害に関する諸問題及び犯罪被害者支援の課題等について、啓蒙活動を推進すること。

- (2) 地方公共団体は、国の施策に準じて、必要な施策を講じなければならない。
- (3) 本条項による施策を講ずるにあたっては、犯罪被害者自身の特性、被害の特徴などに応じた、適切な配慮をしなければならない。

7. 準犯罪被害者に対する施策

前項による施策を講ずるにあたっては、準犯罪被害者に対しても、できる限り配慮しなければならない。

8. 犯罪被害者支援会議

- (1) 国は、犯罪被害者に対する総合的な施策を推進するために、広く国民によって構成される「犯罪被害者支援会議（仮称）」を設ける。
- (2) 会議は、犯罪被害者に対する基本的施策の企画に関して審議し、及びその施策を推進する事務をつかさどる。
- (3) 会議は、国会に対して、各年度毎に、犯罪被害者に関する施策の実施状況を報告しなければならない。

9. 被疑者及び被告人の権利

この法律に基づく施策を行うにあたって、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することがあってはならない。特に、少年事件に関しては、少年の保護、更生を目的とする少年法の理念を尊重しなければならない。

別紙 2 基本法要綱案の内容と解説

1. 目的

この法律は、犯罪被害者支援の基本理念ならびに犯罪被害者のために国及び地方公共団体が行うべき施策の基本を定め、もって犯罪被害者の被害回復及び社会復帰を速やかに実現することを目的とする。

この法律の目的を明らかにした規定である。

被害者支援に関する国及び地方公共団体の基本的責務を明らかにしている。

ここで、国とは、行政、立法だけでなく、司法を含む趣旨である。

2. 国及び地方公共団体の基本的責務

国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するために、法制度を整備し、財政上の措置を講ずるなどの総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

1項の目的を達するために必要な、国、地方公共団体の責務を明らかにしたものである。

3. 犯罪被害者

- (1) 犯罪被害者とは、刑罰法令に違反する行為によって、生命、身体、財産、精神、又は人格等に対する危害を被った者及びその遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者の認定にあたっては、加害者の特定の有無、加害者に関する刑事手続の進行状況、加害者が処罰されるか否か、又は加害者との間に夫婦・親子関係等の特別な関係があるか否かは問わないものとする。

この法律の対象となる犯罪被害者の定義規定である。

(1)は、その原則的定義である。

死亡事件の場合は犯罪被害者とは厳密な意味では死者であり、遺族は犯罪被害者とは言えないという意見もありうる。そこで本条は、遺族も犯罪被害者として取り扱うことを明確にしたものである。

もっとも遺族の範囲は具体的な場面では明確でない。現実の家族関係はさまざまである(たとえば内縁や、親族でない被扶養同居家族など)。相続権がある者だけを遺族だとすると、相続人がいない事件では被害者が誰も存在しないことになって不合理であるし、社会的要請にもそぐわない。

そこでこの法律では遺族の範囲を明確に定めないことにし、他の具体的な法令の

趣旨に照らして個別の規定に委ねるのが相当である。

(2)は、犯罪被害者として認定されるためには、何人かの犯罪により被害を被ったことさえ明らかであれば足り、加害者が特定され、処罰されることは不要であることを明らかにするとともに、犯罪被害者と加害者との特別な人間関係が、犯罪被害者としての認定に影響を与えることがあってはならないことを明らかにする趣旨である。

4．準犯罪被害者

準犯罪被害者とは、犯罪被害者の家族、被扶養者等ならびに被害防止及び被害者救助のための行動をしたことにより被害を被った者をいう。

本項前段は遺族にはあたらない犯罪被害者の家族、被扶養者等も、犯罪被害者に準ずる者として取り扱うことを明らかにしたものである。

本項後段は、例えば、放火された家屋内にいた子供を救助したことにより火傷を負った者のように、犯行を止めようとし、あるいは被害者を救助しようとして、直接的には加害行為に起因しない被害を被った者を犯罪被害者に準じる者として保護しようとするものである。

5．基本理念

- (1) 犯罪被害者には、敬意と共感を持って接し、被害の内容及び加害者との関係などに基づく予断と偏見を持ってはならない。
- (2) 犯罪被害者のプライバシーは、尊重されなければならない。
- (3) 犯罪被害者は、人種、言語、国籍、信条、宗教、性別、年齢または社会的身分等により差別されてはならない。

本条は、犯罪被害者に対する基本的な考え方を示したものであり、犯罪被害者についても、基本的な「個人の尊厳」「プライバシー」などが平等に尊重されなければならないことを規定する。ことに、(1)は犯罪被害者を、「可哀想だから」ではなく、基本的人権の尊重という観点から、支援するということを確認するとともに、例えば、被害内容の特殊性、被害者と加害者の特別な関係などによって、捜査機関、報道機関あるいは周囲の関係者などが、予断や偏見を抱き、それにより、犯罪被害者が二次被害を受けることを防止しようとする趣旨である。

6．国及び地方公共団体の施策

- (1) 国は、犯罪被害者のため、次の各号に掲げる事項につき必要な施策を講じなければならない。

国に犯罪被害者を支援する施策を講ずることを義務づける条項であり、本基本法の中核の規定である。

支援

ア 犯罪被害者が、被害者支援組織ならびに医療、カウンセリング及び法律等の専門家の支援を受けるための制度を確立すること。

国連被害者人権宣言は、「被害者は、政府・ボランティア・コミュニティーに基礎をおく機関を通じて、必要な物質的・精神的・心理的・社会的援助を受けられ、またそのための情報を受けられる。」と規定し、被害者対策の進んでいる国では、被害者を支援する民間団体が組織され、国の機構と協力しつつ、さまざまな被害者支援活動を行っている。本項は、そのような世界的趨勢に鑑み、今後わが国においても、さまざまな被害者支援組織が設立され、それらが有機的に連携しながら円滑に活動できるよう、国が支援することを求めるものである。

イ 犯罪被害者が、被害を被った直後に必要とする費用、及び前号の支援を受けるための費用を援助する制度を確立すること。

「1992年日本被害者調査」によれば、事件直後において犯罪被害者が望んでいる援助やサービスとして、ア「警察や家族・職場への通報・連絡」、イ「葬儀の準備や世話」、ウ「救急車をふくむ病院の手配」、エ「とりあえずの介護・救護」、オ「精神面での支援・なくさめや、とりあえずの相談相手」、カ「身の安全をまもってもらうこと」、キ「さしあたり必要なお金の提供・援助」などが挙げられている。

これらの調査結果によれば、葬儀、入院や当面の生活について経済的支援が必要な者は少なくないと思われる。また、犯罪被害者が前号の専門家の支援を受ける場合にも、費用がかかることが予想される。そこで、本項はそれらの経済的負担を軽減するため、国及び地方公共団体が、できる限り速やかに、犯罪被害者に対し、これらの費用を貸付したり、立替えたり、支給したりする制度の創設を求めるものである。ちなみに、1971年に制定された「摂津市災害見舞金等支給条例」では、1975年の改正で犯罪行為による被害も対象に加えられ、ケースにより最高3万円～20万円の見舞金等が支給されることになっている。適用例は少ないが、最近貴重な先例として脚光をあびており、カレー毒物混入事件があった和歌山市などで条例制定を求める動きが始まっている。

ウ 犯罪被害者が、被害の反復継続を避け、被害の精神的苦痛を緩和し、又は、加害者からの報復を避けるために利用することができる生活施設を設置、運営し、及び同様の目的を持つ民間機関を援助すること。

家庭内あるいは近親者間の事件、加害者に自宅を知られている事件では、被害者が転居しなければ反復継続して被害に遭う可能性が強く、精神的不安も解消されない。また、マスコミによる二次被害を避けるためには、被害者らが一時的に避難せざるを得ない場合もある。児童相談所、東京都女性相談センター及び各道府県の婦人（女性）相談所、母子生活支援施設（旧母子寮）等が、事実上、それら被害者の避難場所としての役割を果たしているものの、いずれも絶対数が少なく支援内容も十分ではない。これらの施設の不足を補うものとして、民間シェルターが各地で運営されているが、全国で約20カ所に止まり、いずれも資金難の状態にある。したがって、国において被害者支援の目的を明確にした公的施設を設置・拡充するとともに、合わせて民間のシェルターへの資金補助を法制化する必要がある。

被害回復

ア 犯罪被害者が、速やかかつ容易に損害賠償請求等を行うことを可能とすること。

国連被害者人権宣言は、迅速で費用がかからず、利用しやすい被害回復を受ける権利について規定している。わが国においては、仮に民事訴訟で勝訴しても加害者に資産がなく、実質的には被害が回復できない場合が少なくない。また、国は加害者から租税、罰金等を徴収しているのに、犯罪被害者は何ら損害賠償を受けられない事例もある。そこで、本項は、このような実状を改善し、犯罪被害者が実質的に経済的被害を回復できるような制度の確立を求めるものである。

イ 犯罪被害者が、十分な被害補償を受けるための制度を整備すること。

加害者に支払能力がなく損害賠償の責任が果たせないときに、被害者に対して損害を補填する公的補償制度として、わが国には1980年に制定された犯罪被害者等給付金支給法がある。

しかし、同法については、対象被害者の範囲が狭いこと、手続が煩瑣であること、支給額が低いこと等の問題点があることから、その早急な改善を求めることが必要である。

例えば、支給額については、現行の給付上限額は、死亡1079万円、後遺障害1級で1273万円である。自賠責保険の死亡保険金の上限3000万円と比べると、わずか3分の1の低さである。また、1981年から1996年の16年間における受給平均人数は年間219人で、一人当たり平均給付額は230万円にとどまっている。さらに、「1992年日本被害者調査」によると、給付金額が「少なかった」と回答した遺族は45.2%であり、給付金の受給により加害者に対する感情が「変化しなかった」との回答が90.7%にも達している。ちなみに、公的補

償に関する国民一人当たりの負担額は、オーストラリアが580円ないし660円、アメリカが123円であるのに対し、日本はわずか4.59円にしか過ぎない。

これらに鑑みれば、補償金額は、少なくとも自賠責保険に準じる額にするべきであろうと思われる。しかし、同法が見舞金の支給という側面を持っていることを考えると、その改善には自ずから限界があるものと思われることから、かつて日弁連が提案した刑事被害補償法（案）のような考え方に基づく新法の検討を求めていくことも必要と考えられる。

ちなみに、1997年4月国連犯罪防止刑事司法委員会が策定した国連被害者人権宣言の実行マニュアルは、国家補償の指針として、ニュージーランドにおける労働災害及び交通事故と同レベルの損害金額の補償、カナダケベック州の緊急支払い制度等をあげると共に、公的補償制度の存在や、申請手続などに関する情報を広く公表するなどの広報活動により、すべての被害者が補償を受けられる施策を講じる必要があることも指摘している。また、その財源の確保については、欧米では、没収金、追徴金、罰金、反則金、受刑者刑務作業金を財源とするなど、独自の工夫をしている。わが国では、没収金、追徴金、罰金、反則金、刑務作業金などは財源とされていないが、今後の犯罪被害者補償を考えると新たな財源対策が不可欠である。

刑事手続への関与等

ア 犯罪被害者が、関係機関から、当該事件に関する刑事手続等の進行状況に関する通知、説明を受けられるようにすること。

「関係機関」とは、警察・検察庁・裁判所・矯正施設を指し、「進行状況に関する通知、説明」とは、自分が被害者となった事件の捜査・公判の進捗状況（犯人（と目される者・以下同じ）が特定できたかどうか、犯人の所在が判明したかどうか、犯人が逮捕されたかどうか、犯人が送致されたかどうか、犯人が勾留されたかどうか、犯人が起訴されたかどうか、公判期日がいつか、犯人が事実を認めたかどうか、公判の進捗状況はどうか、判決内容はどうか、判決が確定したかどうか）及び犯人の服役状況（犯人の服役刑務所はどこか、出所時期はいつか、出所後の住所はどこか）等、犯罪被害者が再度の被害に遭うことをおそれることなく安心して生活するためなどに必要とする情報に関する通知、説明をいう。

また、この通知・説明の中には起訴状（要旨）、判決書（要旨）の犯罪被害者への送付を含む。

犯罪被害者は、犯罪の当事者であることは明らかであると共に、最も重要な証拠方法として、捜査・公判に徹底的な協力を求められる（強いられると言ってもよい）ことが常である。そして、捜査・公判が適正に進むか否かが、犯罪被害者の協力の有無・程度にかかっている場合も少なくない。このような、犯罪被害者の特殊な立場を考えると、関係機関は、犯罪被害者に対し他の一般国民に対する場合とは異なった職務上の義務を負っていると解するべきである。本項は、そのような観点から、犯罪被害者から、上記のような事柄に関する質問、問い合わせがなされた場

合には関係機関に回答義務を課すことを制度化しようとするものである。もちろん、具体的な制度化に当たっては、当該犯罪被害者の状況によっては、その義務を課さないとする例外規定、通知・説明を受けた情報を所期の目的外に使用しないことの義務付け、その義務に違反した場合の処置等、情報の濫用を防止する規定を置くことを考えるべきである。

イ 犯罪被害者が、その被害を回復するために、可能な限り早期に、刑事手続等の記録を閲覧・謄写できるようにすること。

現状では、犯罪被害者が損害賠償請求等により被害回復を図ろうとしても、原則として確定記録の閲覧しか許されていない状況であり、事件確定まで長期間を要する場合も少なくない。しかし、上記アのような犯罪被害者の特殊な地位に鑑みれば、犯罪被害者の被害回復のためには、刑事手続等の記録は、可能な限り早期に必要な範囲で犯罪被害者に開示されるべきであると思われる。そこで、本項は、犯罪被害者には、確定記録だけではなく、起訴前の記録、公判提出記録（公判中の記録）、確定記録以外の記録（公判不提出記録）、不起訴記録の閲覧・謄写を認めようとするものである。ただ、起訴前の記録及び不起訴記録については非供述証拠及び犯罪被害者本人の供述証拠を閲覧・謄写の対象とする。具体的な制度化に当たっては、上記アと同様に情報の濫用防止の処置を講ずることが必要である。

なお、現に民事訴訟が提起された場合には、上記記録の閲覧とあわせて、刑事記録については民事訴訟法の文書提出命令の対象とされるべきである。刑事記録であることから一律に適用除外とする理由はなく、関係者のプライバシーの関係等から非開示とするか否かは具体的に決めるようにすべきである。

ウ 犯罪被害者が捜査機関に対して意見を表明する機会を設けること。
公判段階においては、犯罪被害者が、検察官に対して自ら証人として尋問を受けるべく証人尋問申請をするよう申し出る権利を設けること。

刑事手続は、国家が被疑者、被告人に対して刑罰等を与える手続きであって、犯罪被害者は刑事手続の当事者ではない。が、犯罪被害者は、犯罪によって被害を受けた当の本人であり、被害者が望む場合は、その特殊な地位にあることに鑑み、犯罪被害者に、刑事手続の各段階においてその意見を表明する機会を与えることが必要であると考えられる。

わが国の犯罪捜査においては、犯罪被害者は、これまで捜査の客体の1つとして扱われ、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることが少なくなかった。犯罪被害者は、捜査の過程においても「敬意と共感をもって遇されなければならない」（5基本理念）捜査機関に対して自己が被った損害の内容や精神的な打撃および被害感情について十分に意見を表明する機会を与えられなければならない。

刑事法の歴史は、犯罪被害者から私的制裁権を奪い、国家に刑罰権を独占させるようにしてきた。検察官は公益の代表者として、被疑者の処分を決定するにあたっては、被害者から被害感情、処罰の意思等を含めて十分意見を聞いた上で行わなければならない。

公判段階においては、犯罪被害者が望む場合には、証人として法廷に出廷して事実及び被害感情について述べるよう検察官に求めることができるようにすべきである。検察官は、犯罪被害者から証人として申請するよう申し出があった場合には、合理的理由のない場合を除いて証人申請をしなければならない。証人申請をしなかった場合はその理由を犯罪被害者に書面で回答しなければならない。

本項は、その基本的な考え方、方向性を謳うことを目的とするものであり、具体的に制度化する段階で改めて議論するべきであると思われる。

ただ、その具体化の際に議論するべき事柄としては次の事項が考えられる。

検察官が被疑者の処分を決定する際に、犯罪被害者の意見聴取をすることを義務化すること。

犯罪被害者が求めた場合は、検察官に対し、自己を証人として申請するよう申し出る権利を認めること。

検察審査会に不服申立をした犯罪被害者に、検察審査会における意見陳述権を認めること。

検察審査会に、その改組を前提として、補充的起訴権を賦与すること。

エ 犯罪被害者が、安全かつ平穩に、捜査機関の事情聴取に応じ、公判において証言できるような制度、施設を整備すること。

「安全」とは、お礼参り等をおそれる必要のない状況をいい、「平穩」とは心の平静を保ちつつ安心して供述・証言ができる状況をいう。本項も基本の方針を謳うことが目的であり、詳細は具体的に制度化する際に改めて議論するべきであると思われるが、現時点で想定される事柄は次のとおりである。

お礼参り等から犯罪被害者を保護するための警備の義務化

一時的に避難するための施設の整備、その間の費用を負担するための制度の確立

モニターを利用した証言

証言時の付き添い制度

傍聴人からの遮蔽

プライバシーの保護
犯罪被害者のプライバシーが不必要に侵害されないようにすること。

本項は、犯罪被害者のプライバシーが、捜査関係者、司法関係者による尋問等真

相発見のためにやむを得ない場合以外においてまで不当に侵害されることを防止しようとするものである。不当あるいは不必要なプライバシーの侵害として指摘できるのは、マスコミによる実名・写真入り報道、事件とは関係のない私生活的暴露等である。これらについては、報道の自由との関係で難しい問題があるが、例えば、名誉毀損が成立する場合に懲罰的損害賠償を導入することを検討する余地があるのではないかと考えられる。

教育と啓蒙

ア 犯罪被害の状況及び犯罪被害者の実情を調査すること。

犯罪被害者に対する支援を行っていくうえで、様々な犯罪類型・被害者類型などに応じた実情調査をしなければ、犯罪被害者の置かれている実情を把握し、そのニーズを知ることは不可能であり、きめ細かな施策を推進することはできない。にもかかわらず、犯罪被害者及び被害態様等に焦点を当てた調査は、「1992年日本被害者調査」程度であり、極めて不十分である。

イ 警察、司法等の関係機関及び被害者支援活動に携わる、職員、ボランティア及び専門家等のための、教育制度及び研修機関を整備すること。

犯罪被害者が、警察及び司法関係機関の職員らからの二次被害に悩んでいることは、公知の事実であるが、国連被害者人権宣言は、「警察・司法・健康・社会サービス・その他関係職員は、被害者のニーズおよび適切で迅速な救援を確保するガイドラインに敏感であるためのトレーニングを受けるべきである。」と規定している。

また、被害者対策の進んでいる国では、警察・検察・被害者支援ボランティア・弁護士など、被害者にかかわる人々の教育が、標準的被害者支援プログラムのひとつとされている。

一方、「1992年日本被害者調査」において、警察官・検察官・裁判官・弁護士等の実務家が、犯罪被害者の被害感情を必ずしも正確に認識していないこと、及び実務家に対する「被害者理解のための教育」の必要性があることが指摘されている。

わが国においては、1996年に警察庁で「被害者対策要綱」が策定されてから、警察レベルにおける被害者対策がスタートし、また被害者支援組織においても、水戸被害者援助センターを初めとして、被害者支援講座等が開かれ、多くの受講者を受け入れているところであり、日弁連、ブロック及び単位弁護士会においても、犯罪被害者問題に関する講演会やシンポジウムが相次いで開催されるようになったが、これらの活動は、いまだ緒についたばかりである。

従って、国及び地方公共団体は、できる限り速やかに、警察、司法等の関係機関の職員（司法修習生も含む）、各種相談所の相談員、ボランティア、専門家等に対する教育・研修制度を整備するとともに、必要に応じて、教育・研修機関を

設置すべきである。

教育・研修のカリキュラムとしては、被害者の社会的状況と心理状態・被害者の権利・諸外国での被害者支援の実態等に関する学習、役割演技法（ロールプレイング）によるカウンセリング演習等を、必要に応じて、構成することになる。また教材の作成や、講師・トレーナーリストの作成・派遣等も検討すべきである。

ウ 犯罪被害に関する諸問題及び犯罪被害者支援の課題等について、啓蒙活動を推進すること。

犯罪被害者の被る二次被害は警察や司法等の関係機関によって生じるだけでなく、マスコミや地域社会の無理解・偏見によっても生じる。

犯罪被害者の支援は国民自身の課題でもある。国、地方公共団体は、国民及びマスコミが犯罪被害者に対する基本理念の理解を深め、被害者問題に関する国民の認識を向上させる施策を講じなければならない。

そのためには、学校教育の中に被害者問題を取り入れて、犯罪被害者に対する正しい認識と理解を深める必要がある。

また、一般市民の認識を向上させるための広報活動を企画実行すべきである。

このような教育、啓蒙活動が推進されることによって、わが国の被害者支援活動もアメリカのNOVA、イギリスのVS、ドイツの白い環のような活発で幅広く発展していくことにつながるであろう。

(2) 地方公共団体は、国の施策に準じて、必要な施策を講じなければならない。

以上のような諸施策は、立法を行う必要性の高いものが多く、基本的には国の行う施策というべきものが多い。しかし、6項(1) などの施策は、社会福祉的な側面も多く、地方公共団体においても行いうるものである。また、司法制度といても、警察に関するものは、各都道府県として行うべきものである。このような意味から、地方公共団体においても、国に準じて、可能な限り必要な施策を講じなければならないものと規定した。

(3) 本条項による施策を講ずるにあたっては、犯罪被害者自身の特性、被害の特徴などに応じた、適切な配慮をしなければならない。

犯罪被害者は、それぞれに個性があり、被害態様も一様でないから、各被害者ごとにその支援には適切な配慮が要求されるのは当然のことである。しかし、本項は、それ以上に性犯罪被害者や虐待を受けた子どもなどに特別な配慮を要することを特

に注意的に規定したものである。

すなわち、夫（内縁の夫、前夫を含む）などから妻（内縁の妻、前妻を含む）への暴力、親など保護者から子どもに対する虐待、知人からの性暴力犯罪等、被害者と加害者とが親族関係等の特に親密な関係にある場合には、被害者自身も犯罪を犯罪と認識して救済を求めることが難しく、かつ被害者が被害を訴えても社会的にも犯罪として認識されにくいという問題がある。そのために加害者に適正な処罰がなされずに犯罪がかえって反復継続されるなど、被害が深刻化しやすい。

警察その他の国家機関、地方行政機関は現にそのような犯罪の被害に遭っている者からの支援要請を軽視することなく、速やかにこれに対処しなければならない。

また、性犯罪に関しては、被害者の人格を否定するに等しい犯罪であることからその精神的苦痛が深刻であり、プライバシーの保護、被害者に対する精神的支援の必要性が他の犯罪以上に大きい。

被害者が保護者によって虐待を受けた子どもの場合には、親権者は虐待を行った当事者である場合が多いから、子どもの利益を代弁できるはずがなく、また、子ども自身が十分にその意思を主張できないことから、子どもに代理人をつける必要が高い。そして、子どもは通常資力を有しないことから、代理人の費用は公費でまかなう必要がある。被害者に国選の代理人をつける必要性は、被害者が保護者による虐待を受けた子どもの場合特に高いのである。

更に、犯罪被害者とりわけ性犯罪被害者や虐待を受けた子どもは、被害を受けたことによって将来にわたって心的外傷（トラウマ）を抱えることが多く、そのトラウマを癒すためのケアが必要である。例えば、被害者が保護者から虐待を受けたことによるトラウマは、一般的には成人の被害者が被害によって受けるそれとは比較しようもないほど重い場合が多い。子どもがそのトラウマを癒すためのケアを受けることは、子どもがその人間性を回復し、成長するために不可欠である。

国や地方公共団体は、そのケア・システムを早急に整備する必要があり、被虐待児専門のケア・リハビリテーション施設の設置や、わが国において従来あまり利用されてこなかった里親制度の再検討などの施策が急がれる状況にある。

その他、財産犯に関しても、たとえば侵入窃盗の被害者は自宅にいても不安感に脅かされるなど、犯罪の保護法益をこえて拡大被害が生じることは通例であり、被害者の立場に立った支援が望まれる。

従って、各施策の策定、実施にあたっては、犯罪の特性や被害の実状をふまえたきめ細かな配慮を忘れてはならない。

7. 準犯罪被害者に対する施策

前項による施策を講ずるにあたっては、準犯罪被害者に対しても、できる限り配慮しなければならない。

準犯罪被害者は、直接の被害者ではないために、刑事手続への関与等、必ずしも被害回復の施策の対象者とはならないものも多いが、施策の内容に応じてその対象

として含めるべきものも多い。その各施策の対象者は、制度ごとに定めることとなるが、準犯罪被害者も犯罪の被害者であることには変わらないということを考慮し、できる限り広く考えるべきである。

8．犯罪被害者支援会議

- (1) 国は、犯罪被害者に対する総合的な施策を推進するために、広く国民によって構成される「犯罪被害者支援会議（仮称）」を設ける。
- (2) 会議は、犯罪被害者に対する基本的施策の企画に関して審議し、及びその施策を推進する事務をつかさどる。
- (3) 会議は、国会に対して、各年度毎に、犯罪被害者に関する施策の実施状況を報告しなければならない。

犯罪被害者に対する以上のような国・地方公共団体の施策を総合的・効率的に推進していくためには、個別の国の機関・地方公共団体の努力だけでは、不十分である。関係する諸機関・関係者などが犯罪被害者等の現状を総合的に把握し、総合的に施策を推進していく必要がある。このために、基本的施策を企画し、各施策の実施状況を把握するとともに、その施策を推進していく機関が必要である。

そのために、広く国民によって構成される仮称「犯罪被害者支援会議」を設けるべきである。

そして、その施策の実施状況を毎年、国会に対して報告させることにより、国民に公表すべきものと考えられる。

9．被疑者及び被告人の権利

この法律に基づく施策を行うにあたって、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することがあってはならない。特に、少年事件に関しては、少年の保護、更生を目的とする少年法の理念を尊重しなければならない。

当然のことであるが、犯罪被害者に関する施策が、被疑者・被告人の権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

また、加害者が少年である場合、少年の保護・更生を目的とする少年法特有の理念が尊重されなければならない。少年事件の場合は、人格の可塑性が高いことなどから、再発防止を主たる目的とするため、審判の過程でその家庭環境や生育歴も問題とされる。そのため、少年審判においては特にそのプライバシーを保護する必要性が高く、被害者に対する通知の時期や内容、閲覧・謄写を認める記録の範囲やその時期、被害者の意見表明の方法等につき、少年法の理念に基づく配慮が必要である。これらの少年事件の特殊性については、今後十分検討する必要がある。犯罪被害者の少年事件手続への関与等に関しては特則的規定の制定を含め、慎重な対応が要求される。

「被害者加害者間の和解あっせん」プログラム案

1、目的

このプログラムは、弁護士とカウンセラーとの共同仲介者の助言・指導の下に犯罪被害者と加害者が直接話し合うことによって、両者が和解することを目的とする。また、和解の成立によって、被害者の損害の回復（心の癒しと被害弁償）、被害者加害者間の人間関係の修復及び加害者の更生・社会復帰という副次的効果がもたらされることを期待するものである。

2、手続の概要

第1段階 —— 申立の受理とあっせん人の選任

被害者及びその遺族からの申立に限定せず、加害者からの申立も受理する。

本人による申立の外、代理人による申立も認めるが、代理人の資格は弁護士に限定する（注）。

（注）加害者側には弁護士・付添人が代理人となることが望ましい。また被害者の希望があれば、孤独感・不安感の緩和と加害者側との立場の対等化のため、被害者支援弁護士を選任する必要がある。

犯罪の種類は、限定しない（重罪事件や軽微な事件であっても、申立を受理する）。

当事者の数も限定しないが、多数の場合はそれなりの工夫が必要となる。

加害者が、少年であるか成人であるかも問わないが、少年の場合保護者の出席が必要である。

加害者が自白していることを申立の要件にはしないが、無罪を主張しているなど事実関係に重大な争いがあることが判明した場合には、その段階で手続を打ち切る。

被害者が自然人であるか否かも、問わない。

損害の弁償可能性も、問わない。

あっせん人は、あらかじめ登録されたあっせん人候補者名簿の中から、原則として、弁護士1名とカウンセラー1名を共同あっせん人として選任する。

また、当事者間の合意によってあっせん人を指名する制度を設けることが望ましい。

第2段階 —— 相手方に対する出席要請と事前準備

相手方に期日に出席する意思がないことが明らかとなった場合には、その段階で手続を打ち切る。

犯罪直後、被害者の感情は、犯罪によるショックのため、不安と怒り・自己疑い・意気消沈等の状態にある。また、その後の段階においても、被害者の感情は複雑に揺れ動いている。従って加害者申立のケースで、相手方（被害者）に出席要請をする際には、二次被害の発生・増悪を防止するための配慮・工夫をする必要

がある。

また弁護士のあっせん人の中立性について疑いを持つ被害者がいるかもしれない。従って、この点についても特段の配慮・工夫をし、あっせん人に対する信頼感の醸成に努める必要がある。

あっせん人は、第一回期日前の事前準備として、当事者双方と個別面接し、個別のニーズ（例えば、謝罪の要求もしくは申し出、刑事記録の開示、被害弁償の内容等々）を把握するとともに、和解あっせん手続の仕組みやその限界をていねいに説明しなければならない（注）。

（注）この事前準備は、あっせん人が当事者との間で信頼関係を構築する絶好の機会である。他方、被害者の過度の期待は、あっせんが失敗した場合、二次的な怒り・ショックを招来する。また、被害者との面接の日時場所はできる限りその希望を（例えば夜間自宅などで）尊重する必要があるし、加害者が身柄拘束中の場合、刑務所等に出向く必要もある。

また弁護士のあっせん人は、必要に応じ、捜査機関や裁判所に連絡し、捜査・公判等の進行状況、身柄の拘束状況、弁護士・付添人の選任状況等を把握する。

第3段階 —— 直接的話し合い

当事者同席を原則とする（注）。

（注）同席は、当事者双方が承諾した場合にのみ実施すべきであるが、あっせん人は、できるだけ承諾が得られるよう最大限の努力をすべきである。

また、後記 の話し合いの後、和解条件を煮つめる段階では、交互面接の方が有効なケースも少なくないであろう。

要は、ケースに応じ柔軟に対応することであるが、あっせん人は「直接的な話し合いによってこそ、この和解プログラムの理想が達成できる」ことを忘れてはならない。

この手続の主役は当事者である。従って、代理人は、当事者の代弁者としてではなく、当事者に対する法律的助言者としての立場に徹するよう努めなければならない。

話し合いの主要なテーマは、・犯罪事実や犯罪前後の事実確認・感情の表出・和解内容等についてであるが、特に、被害者が攻撃感や不安感を表明する機会を保障することが重要である。そのことによって、報復感情の緩和と加害者の答責意識の強化が促進され、一定の範囲ではあるが相互理解と宥和が生まれる。

また、加害者（少年の場合は両親を含む）による真摯な謝罪と、被害者による謝罪の受け入れは、報復感情の緩和と加害者の社会復帰にとって、重要な意義を持つ。

被害者の損害額が、加害者の支払能力を超えている場合には、請求額の減額、長期分割払い、連帯保証人の提供等々を含め、両者の将来の生活が成り立つような妥協が図られる必要がある。

あっせん人は、中立的な立場をとりながら、一方当事者が他方当事者の見方や感情を理解することができるよう、努めなければならない（積極的中立）。

また、あっせん人は、裁定者ではなく、助言者である。従って、あっせん人が解

決策を提示する場合には、当事者間にできるだけ多くの交渉余地を保証するため、解決策を示唆するにとどめ、完成した解決策を提示するのは両当事者から案がだされない場合に限るべきである。

和解あっせん期日の日時場所は、平日の午前10時から午後4時までの間弁護士会館で行うことが原則となろう。

しかし、必要があれば、日曜・祝日または平日の夜間にあっせん人の法律事務所で行うなど柔軟な運営が望まれる。

また加害者が未決拘留中であつたり服役中の場合、和解あっせんは刑務所施設内で行う必要がある。

第4段階 —— 和解契約書の作成

必要があれば、即決和解や公正証書を活用したり、和解契約書に代えて、仲裁合意に基づく仲裁判断書を作成する。

長期分割払いの場合の履行確保の問題は、今後の検討課題である。

3、研修

(1) あっせん人候補者、被害者支援弁護士候補者及び一般会員を対象に、事前研修会（ロールプレーを含む）やケース研究会等を、適時開催する必要がある。

(2) 日弁連は、協力講師名簿を作成するとともに、講師派遣をあっせんしたり、その費用を一部負担すべきである。

4、維持運営費用

(1) 和解あっせんプログラムを維持運営するために、原則有料とすべきである。

(2) その場合、次の各金額をおよその目安とすることも、一案である。

申立手数料 —— 10,000円（但し無資力者については、被害者加害者を問わず、無料とする）

成立手数料 —— 解決時、解決内容によって20,000円～200,000円を当事者双方で按分（注）

（注）按分の割合も話し合いのテーマとなるが、あっせん人は、原則として、加害者が全額負担するよう指導することが、望ましい。

公正証書作成等 —— 実費負担

あっせん人に対する期日報酬（事前準備期日を含む）

—— 1期日10,000円（交通費は別途支給）

あっせん人に対する成立報酬 —— 50,000円

(3) 以上によって不足額が生ずる場合は、法律扶助協会に対する刑事贖罪金を活用すべきであるが、必ずしもこれに限定せず、地方公共団体に対する補助金要請や民間からの寄付金募集等を含め、各单位会で創意工夫をされたい。

5、既設の仲裁・あっせんセンターとの関係

(1) 既に仲裁・あっせんセンターを設置している単位会については、その業務の一環と

してこのプログラムを実践して頂きたい。

- (2)未設置の単位会については、被害者支援センター、または関連委員会の活動の一環として、取り組んで頂きたい。

6、刑事・少年事件手続との関係

- (1)現行の法制度を前提とする限り、このプログラムを欧米におけるダイヴァージョンと同一視することはできない。
- (2)しかし、運用いかんによっては、それに近い結果をもたらすことができるのではないか。

例えば

- ・公訴事実をすべて認めるケースの場合、弁護人は、裁判官と交渉し、保釈直後または検察官立証終了後に、和解あっせんの申立をし、次回期日は和解あっせん手続終了後に指定してもらおう。その期間は2～3か月程度を目途とする。和解が成立したり、不成立に終わっても被告人が真摯に努力した経緯を量刑上有利な事情として考慮してもらおう。
- ・身柄が拘束されていないケースの場合、起訴前または少年事件の審判前に、検察官または審判官と交渉し、和解あっせんの機会を確保する。
- ・服役中であれば、仮出獄の要件を判断する資料として活用する。

参考文献

- ・吉田敏雄「法的平和の回復（一）」北海学園大学法学研究第30巻第3号
 " " " (三) " 第31巻第1号
 " " " (四) " 第31巻第2号
 " " " (十) " 第34巻第1号
 " " " (十一) " 第34巻第2号
 " " " (十二) " 第34巻第3号
- ・レビン小林久子「調停者ハンドブック（調停の理念と技法）」信山社出版
- ・安原浩「情状弁護のあり方について」季刊刑事弁護NO.8・25頁以下

少年間の集団暴行事件につき、被害者加害者間の 和解が成立した事例（報告）

岡山仲裁センター運営委員会

第 1、事件の発生（争いのない事実）

平成 7 年 6 月 1 日の夕方、市内の市道上で、A B C D E（いずれも当時市立
中学 3 年）が、X（県立 高校 1 年）に対し、暴行を加え、約 3 週間の加療を要
する右手第 5 指骨折・頭部打撲の傷害を負わせた。

なお、事件発生の経緯及び A らの暴行の態様については、双方の主張がかなり相違
しているが、X が先に手を出したことは X 側も認めている。

第 2、その後の経緯

1、平成 7 年 6 月 9 日頃、X の両親が 警察署に被害届を提出。

なお、X の両親によれば、その間、A らの中学に真相の究明と A らに対する善処
を求めたが、全く誠意がなかったため、警察に頼らざるを得なかったとの由である。

2、事件の 3、4 か月後、A らが警察の取り調べを受けたが、調書は作成されてい
ない（警察は「喧嘩両成敗」として処理した模様）。

なお、X の両親は、警察の捜査が進展せず、また捜査の状況についてあいまいな
説明しか受けていないことについて、立腹し、このような状況に陥ったのは、A ら
の親が警察に圧力をかけたからだと思い込んでいた。

3、平成 9 年 4 月 20 日、A らの母親計 5 名が、初めて X 方に謝罪に訪れる。

X の両親は、謝罪が遅れたことにも立腹し、他方 A らの親は、警察の指示で接触を
控えていたと弁明している。

4、平成 10 年 5 月 29 日、簡裁に対し、X 及び X の両親が、A らとその親計 14 名
を相手方として「慰謝料 5 0 0 万円の支払」を求める調停を申し立てた。

平成 10 年 9 月 10 日（第 2 回期日）調停不成立（A らは、1 人 2 万計 10 万円の支
払を提示したが、X の両親が拒絶した。また調停は個別で行なわれ、話し合い
は金額中心でなされた模様である。なお、双方とも代理人は付いていない）。

5、平成 10 年 9 月 24 日、地裁に対し、X 及び X の両親が、A らとその親計 14 名
を被告として「慰謝料 5 0 0 万円の支払」を求め提訴（本人訴訟）。

平成 10 年 11 月 12 日（第 1 回弁論期日）A ら代理人弁護士（Y）の都合で延期。
平成 10 年 11 月 17 日、Y は期日外で答弁書兼準備書面を提出し、事件発生の経緯、
暴行の態様及び事件後の経緯等について詳細に反論（第 2 回弁論期日は平成 10
年、12 月 24 日）。

第 3、仲裁の申立と、仲裁人の選任及び事前準備

1、平成 10 年 11 月 25 日、Y は、岡山仲裁センターに、A ら計 14 名の代理人として、X

とXの両親を相手方として「話し合いによる適正な解決」を求め、仲裁を申立。

Yの真意は、「判決になれば、Aらの大部分勝訴と見込まれるが、それでは、両者の溝が深まるばかりで、真の解決にはならない。仲裁の利点を活かして、なんとか円満な解決をしたい。」という点にあった。

- 2、平成10年11月28日、センターは、甲（弁護士）及び乙（臨床心理士）を共同仲裁人として選任。
- 3、甲は、「第1回仲裁期日は2週間以内に」という原則はひとまずおいて、当面、情報の収集と乙とのミーティングに専念することとし、Yに対しては訴訟記録等の写の提出と訴訟の進行状況等の報告をお願いするとともに、乙とは電話・FAX及び面談により数回ミーティングを重ね平成10年12月25日に「仲裁のお知らせ」（相手方に対する出席要請）を発送した（第1回仲裁期日の予定日は平成11年1月14日午前10時から午後2時まで）。また「仲裁のお知らせ」は、定型の書式をベースにしながら、かなりの工夫をこらした。（なお、期日指定が遅れたのは、上記の外、甲の多忙も多分に影響している。）

第4、裁判官の言動

Yは、第2回弁論期日（平成10年12月24日）で、仲裁申立済であり次回弁論期日は追って指定とされたい旨を上申したが、裁判官は「仲裁は裁判所が関知するところではない。Xらが訴を取り下げない限り、訴訟はこのまま進行する。」とし、第3回弁論期日（平成11年2月4日）を指定した。

第5、Xらに対する出席要請と仲裁期日の実施

1、出席の約束

仲裁の方は、年が明けても、X側から全く反応がないため、甲がX宅に電話し、Xの父親に対し、仲裁（和解あっせん）の趣旨やシステム等をていねいに説明したところ、同人の回答は次のとおりであった。

「これまで3人の弁護士に相談したが、仲裁のことなど誰れも教えてくれなかった。また訴訟も引き受けてくれず、仕方なく、本人で提訴した。訴訟に影響が出ないのであれば仲裁にも関心があるが、返事は1、2日待つて欲しい。」

翌々日、Xの父親から甲に電話があったので、甲が「訴訟の方は、仲裁の進展状況いかんによって、期日の変更申請をする方法もある」旨を再度説明したところ、第1回仲裁期日に出席する旨の約束を得ることができた。

2、第1回仲裁期日（平成11年1月14日）の実施

午前9時すぎ、甲は、岡山弁護士会館で、職員の協力を得ながら、仲裁室への植木の搬入やお茶の準備をする。

午前9時30分～、甲乙は「今日は、X側、Aら側の順で個別面接し、特にX側の話を傾聴する。質問は、できるだけ乙が行う。」ことを再確認。

午前10時、Xの両親が出席。挨拶のあと、午前11時40分頃まで、X側の言い分を聞く（その間、指定の11時にYらが出席してきたが、別室で待機してもらった）。その間、Xの両親は、小6以降Xが担任の教師や同級生らからしばしばいじめに

あっていたこと。Aからのいじめをきっかけに、両者の間で何回か殴り合いの喧嘩があったこと。本件発生の経緯。本件は集団リンチであること。Xは本件の1年後再度Aらにリンチされたが、Aらは犯行を否認し続けていること。これらの過程で、小5までは優秀で我慢強い子であったXの成績が下がり、現在は大学浪人中であること。本件に関する、Aらの中学校、警察及び相談に行った弁護士らの対応に対する不満等々を縷々訴えられた。発言は主として父親が行ったが、その間母親が克明にメモを取る姿が印象的であった。

甲は、乙を見習い、できる限り共感するよう努めたが、話の合間に、本人訴訟の困難さや訴訟そのものの限界を一般論として説明した（ちなみに、甲は、X本人が出席していないことや、Xが両親に対し事件の詳細を話していないと思われることから、訴訟の維持が非常に困難であることを直感したが、そのことにはあえて触れなかった）。

他方、Xの両親にとっては、これだけ長時間、言い分を聞いてもらえたのは、恐らく初めてであったと思われる。

午前11時40分～、Xの両親が、今後も仲裁によって紛争を解決することを承諾してくれたので、Y入室してもらい次回仲裁期日（平成11年2月2日午後2時）を決定した後、Xの両親は帰路についた。

午前11時45分から午後0時30分まで

Aら側（出席者は、Yと、ABの母親、Cの父親、D本人の計5名）から、言い分を聞く。

その過程で、Xの母親が帽子を終始目深にかぶり一度もとらない（裁判でも、今日でも）ことについて、その人格までも批難する声が出たが、甲乙が「体調のせいだと思う」と感じていたことを率直に表明したら（後日、薬の副作用が出ていることが判明）この点については納得を得ることができた。

午後0時30分から0時40分まで

甲乙は、Yとのみ、支払可能な金額について協議。Yは「1人5万計25万円まで、1人当りの負担額は同額で」との意向であったが、甲は「1人10万計50万円」までの検討を要請して、散会した。

甲は、乙と反省会を兼ねて昼食を共にしたが、乙の「てんかん気質の方に、説得は通じない。共感が大事である」旨の言葉が印象的であった。

3、平成11年2月1日、Xの父親から甲に対し、弁論期日の変更が可能か否かについて再確認の電話があったので、その際「明日は同席で進めるので、発言内容をとりまとめておいてくれるよう」依頼した。

4、第2回仲裁期日（平成11年2月2日）の実施

出席者（相手方）Xの両親（X本人は、第1回同様欠席）

（申立人）Y、A本人、Bの母親、C本人と父親、D本人と母親、E本人と母親の計9名

午後1時50分から2時10分まで

甲は、乙に「最初から同席で進める」ことを提案、乙が躊躇しながらもこれを了承してくれたので、甲は、Xの両親とYに対し、この方針を伝え、了承を得る。

一同着席した後、職員がお茶を配ってくれたが、雰囲気は堅い。

午後2時10分から2時40分頃まで

甲乙は、あらためて自己紹介をするとともに、「お互いに子を持つ親同志として話し合ってもらいたい」旨をお願いした。その後、Aら、Xの両親の順で自己紹介をお願いするとともに、Xの母親の帽子の件で「体調不良のため、このままでお許し願いたい」旨の申し出があったことを紹介したが、雰囲気は、なごまない。甲は、意を決して、Xの両親に発言を求めたところ、Xの父親が、Aらが取り調べを受けた時期とAらの親が警察に圧力をかけたことについて、説明を求めた。そのとき、Yが「テーマを事件のみにしぼるよう」求めたが、甲は「テーマは特に限定しない」旨を表明した。その後、取り調べの時期について、A C D本人やB Dの母親らがこもこも発言したが、いずれもあいまいであったため（恐らく、憶えていない？）、Xの父親が立腹し「おめえらは、ウソばかりいう。いつもそうだ。」などと感情的な発言をしたため、A本人が立ち上がって「おめえなあ、なんなら。ワシとおめえのさしで勝負せんか。」などと応答。その後、甲の制止も聞かず、AとXの父親との間で、激しいやりとり。

甲は、一瞬目の前が真っ暗、しかし踏みとどまって、甲の息子が起した交通事故の体験談（加害者の親としての）や犯罪被害者の心の傷（特にAらにとっては、この事件は過去のことかもしれないが、Xの両親にとっては、4年前も現在も同じであり、当時のショックから抜け出せないままにしていること）等を一所懸命話した。次いで乙は、人の記憶は風化し、自分の都合のよいように変容するものであることを淡々と話してくれた。

その結果、B Eの母親が「もっと早く謝りに行けばよかった。」などと発言し、A本人も「先程は感情的になって、失礼な発言をした。」と謝罪してくれた。

そこで甲乙は、同席仲裁を打ち切ることにし、Yら申立人側をその場に残し、Xの両親とともに別室に移動した。

午後2時40分頃から3時頃まで

Xの両親は、甲乙に対し「加害者側に初めて感情をぶつけることができた。謝罪の言葉もはっきり聞きました。」と発言してくれた。そこで甲は、アメリカと比べ、日本の裁判所における慰謝料額が低額であることやその背景を説明したところ、Xの父親から、甲が考えている和解金額を尋ねられたので、「妥当な額かどうか自信はないが、説得可能な額は計50万円が限度である」旨を告げた。するとXの母親は、夫に一任すると発言、父親は、いったんは100万円を希望したものの、すぐに、甲に一任する旨の意向を表明してくれた。

そこで甲は、待機中のYに「1人10万計50万円、成立手数料4万円は全額Aらの負担」という条件を提示したところ、間もなくYから、和解案を受諾する旨の回答を得ることができた。

午後3時すぎから、4時50分頃まで

甲は、乙の意見を聞いたうえ、和解案を起案し、Xの両親やYに提示、Yから一部修正案が出される等の作業を進め、職員の協力できるようワークプロが完成。その間Yは、訴の取下書を作成。

午後4時50分から5時20分まで

再び、一同同席で、和解案を再確認した後、調印の作業に入った。和解契約書には、Yの提案で当事者全員が署名押印した（欠席者分は代筆）。

和解条項は、次のとおりである。

「第1条 申立人らは、相手方らに対し、相手方らが本件によって肉体的精神的苦痛を受けたことについて、謝罪する。

第2条 申立人らは、連帯して、相手方らに対し、治療費慰謝料等本件にかかる一切の損害賠償金として金50万円の支払義務があることを認め、平成11年2月20日限り、相手方らが指定する銀行口座へ振込送金して支払う。

第3条 相手方らは、地方裁判所平成10年（ワ）第 号損害賠償請求事件の訴を取下げ、申立人らは上記取下げに同意する。

第4条 この仲裁の成立手数料金4万円は、申立人らが全額負担する。

第5条 当事者双方は、本件につき、この契約書記載の外は、互いに何らの債権債務を有しないことを確認する。

第6条 当事者双方は、今後、お互いの人間関係が円満且つ平和的に維持発展するよう努めるとともに、本件のような事件を再び起こさないことを誓約する。」

なお、未請求であったX側の期日手数料計1万円は、和解調印後早く支払ってくれた。

第6、仲裁人甲の感想

- 1、Y弁護士の熱意とカウンセラーである乙仲裁人の協力がなければ、この和解は成立しなかったこと。
- 2、この和解は、同席による、感情の表出と謝罪があって初めて成立したこと。
- 3、双方にとって、Win-Winの解決であったこと（Aらとその両親らにとっては、長期紛争からの解放。Xの両親にとっては、Aらとその両親らから謝罪の言葉を得ることによって、親としての最低限度の責任を果たすことができたこと。和解金額も、それぞれの許容限度ぎりぎり折り合うことができたこと）。
- 4、今後、Xとその両親が、明日へ向かって新たな人生の第一歩を踏み出されることを、祈る気持で一杯である。